

徳島県病院局管理規程第十号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「第四号」を「次号」に、「又は」を「若しくは」に、「となつた者」を「又は会計年度任用職員となつた者」に、「となつた日に」を「又は会計年度任用職員となつた日に」に改め、同条第四号中「において勤務時間条例適用職員等」の下に「又は会計年度任用職員」を加える。

第二十条の見出し中「臨時的に任用される職員及び」を削り、同条第一項中「臨時的に任用される職員の勤務時間は一日につき七時間四十五分を超えない範囲内において」を削り、「（）の勤務時間は」を「（）の勤務時間は、」に改め、「の四分の三」を削り、同条第二項中「臨時的に任用される職員及び」を削り、「かわらず」の下に「、常勤職員に適用される休暇等の種類及び期間の範囲内において」を加える。

別表第二の備考の6中「再任用職員」の下に「及び臨時的に任用された職員」を加え、同備考の7中「再任用短時間勤務職員」の下に「（斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ）であつて一日の勤務時間が七時間四十五分である再任用短時間勤務職員を除く。）」を加え、同備考の11の二中「（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。）」を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。